

平成29年皆野町農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年2月24日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時25分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

| 番号 | 氏名 | 備考 | 番号 | 氏名 | 備考 |
|----|--------|----|-----|---------|----|
| 1 | 浅見 寿太郎 | 出席 | 11 | 四方田 忠 則 | 出席 |
| 2 | 葦原 義人 | 出席 | 12 | 久保 明弘 | 出席 |
| 3 | 吉岡 徳夫 | 出席 | 13 | 長島 徳治 | 出席 |
| 4 | 大村 茂 | 出席 | 14 | 門平 喜良 | 出席 |
| 5 | 門平 眞一 | 出席 | 皆野 | 田島 武正 | 出席 |
| 6 | 高橋 健一 | 出席 | 国神 | 土屋 貞夫 | 出席 |
| 7 | 若林 治 | 出席 | 金沢 | 田中 輝雄 | 出席 |
| 8 | 黒沢 文作 | 出席 | 日野沢 | 高橋 清勝 | 出席 |
| 9 | 齊藤 三恵子 | 出席 | 三沢 | 扇原 久栄 | 出席 |
| 10 | 山口 明 | 出席 | | | |

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6件

議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

2件

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。雪が大雪にならないのはいいですが、乾きが厳しいようでございまして、このへんで一雨ほしいなと願っておりますが、そんな中で、インフルエンザが大変はやっているようでございますが、委員の皆さんにおかれましては、全員が御健勝にて、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今日は、議案も、4条が3件、5条が6件、2条が2件と多いわけでございますが、また、次の農政推進協議会の時間も組んであるようでございますので、慎重にご審議いただきまして、スムーズに議事が進行できますように、ご協力をお願いしたいと存じます。それでは、これから第2回の定例総会を始めたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。それではさっそく、議案に入りたいと思ひます。

議長を、四方田会長にお願ひ致します。

四方田議長

はい。それではさっそくでございますが、議事に入らせていただきたいと思ひます。

ただいまの出席委員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第2回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

4番、大村茂委員

5番、門平眞一委員を指名いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

4番、大村茂委員

5番、門平眞一委員にお願ひ致します。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について3件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局

事務局に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当
扇原委員

はい。農地について説明をさせていただきます。
案内図をご覧ください。

過日、事務局とこの土地について調査をさせていただきました。こ
れは、県道長瀬玉淀自然公園線から、〇〇〇という橋がありますが、
そこから〇〇の方、これが現在〇〇の方まで続いておりますけれ
ども、この途中、〇〇から左側、字は〇〇になるわけですが、ここで、
現況は休耕になっておりますけれども、一昨年までは作付けをしてあ
りました。その年に、稲を刈り取ろうという段階の時に、イノシシに
やられてしまいまして、お年寄り一人と若い人が手伝ってやっていた
んですが、イノシシにやられたというのがだいぶショックだったよう
で、作付もあまりしたくないということで。歳もとっているのは事実
ですが。

補足ですが、ここは林道のすぐ下で、地理的にはいいところなので
すが、本人がどうしても、作付が大変になってきたり、鳥獣被害等も
入っております、今までのようには難しいという話しも聞いており
まして、今回、このような申請が出たんだと思います。審議のほどよ
ろしくお願い致します。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員も農地の状況確認
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

2番
浅見委員

はい。2番の葦原です。先日、扇原推進委員と事務局と、現地を確
認させていただきました。扇原委員が申し上げたとおりで、特に問題
はないと思いますが、やはり、三沢も御多分に漏れず、イノシシ、シ
カ等の被害も多く、年寄りも多くなっておりますので、このような申
請も多く出てくることになると思いますので、ご審議のほど、よろし
くお願い致します。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

| | |
|-----------------|---|
| 出席委員 | (なしの声あり) |
| 四方田議長 | <p>質疑がございませんので、これより採決を致します。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。</p> |
| 出席委員 | (委員の挙手) |
| 四方田議長 | <p>はい。挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。</p> <p>続いて、番号2について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p> |
| 事務局 | (事務局朗読) |
| 四方田議長 | はい。農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。 |
| 日野沢区域担当 高橋委員 | <p>先週の17日に、事務局と門平委員と現地を見に行きました。6ページをご覧ください。</p> <p>先月申請が出たところのつながりですが、〇〇から登って行って、〇〇に行く途中の右上なんです、〇〇〇〇番ですね、これは前とのつながりでやはり、植林してありまして、隣接地所有者の同意書もあるということで、なんら問題はないと思います。また、〇〇〇〇番も植林してありまして、なんら問題はないと思いますけど、審議のほど、よろしくお願い致します。</p> |
| 四方田議長 | <p>はい。説明を終わります。</p> <p>農業委員として、地区担当5番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p> |
| 5番 門平委員 | <p>はい。私も先日現地の方に行って参りました。高橋さんが説明されたとおりでありますけれども、私なりに感じたことを申し上げますと、公図を見ていただいて、〇〇〇〇番の下が、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、これは柿の木が植わっておりまして、きれいに剪定がしてあって、今でも柿を作っているように見受けられます。その境のところは1mくらいの段差になっておりました。</p> |

〇〇〇〇番は、〇〇〇〇さんの自宅になっておりまして、方角は南側になります。なので、日照障害を受けるようには見えませんでした。

クヌギの苗木も2mくらいのもので、根元の太さも太くて5cmあるかなというくらいです。〇〇〇〇番はそんな状態です。

〇〇〇〇番は、下の〇〇〇〇番は、昔、豚を飼ってまして、今も豚小屋が残ってありました。状況はそのようなことになっております。以上でございます。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

事務局からの提案を申し上げます。

事務局

はい。今現在なんですけれども、太陽光発電施設につきましては、光等の関係もありますから、隣接地所有者の同意書を添えると、この総会で諮って、決定をいただきました。それによって、申請のつど、同意書の添付をするよう指導しているわけですが、この植林についても、樹種によると思いますが、成長によって、近隣にいろいろな影響を及ぼすことも考えられるわけです。太陽光発電同様、植林につきましても、隣接する地主の同意書、あるいは承諾書の添付を義務付けていただければと思います。この会議で、同意をいただければ、皆野町農業委員会として、植林申請については、隣接地所有者の同意書の添付が必要という指導ができますので、ぜひお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

四方田議長

ただいま、事務局から提案がありましたが、これより提案に対する質疑を行います。なお、以前は農業委員会でも、農地を山林転用する場合には、隣接地の承諾は添付されていたんですが、最近では添付が

なくても、農業委員会にかけて、委員が認めれば、転用できたのですが、今、事務局から説明があったように、以前のような方法で、隣接地の承諾をいただくということを前提に審議していく方向で、いかがかものかということをございます。何か質問がありましたら、お願いします。

はい。若林委員。

7番
若林委員

それは、隣接地が畑の場合ですか。隣接地が山林の場合は、それでもやはり承諾が必要ですか。

事務局

畑とか、田とか、もちろん住宅地もそうですが、そういった方については、同意を得たほうがいいように思います。

四方田議長

はい。高橋委員。

日野沢区域担当
高橋委員
四方田議長

太陽が後ろの方から来て、もし杉を植えた場合でも大丈夫だと思うようなところでも申請は必要ですか。

もう少し詳しくお願いします。

日野沢区域担当
高橋委員
7番
若林委員

例えば別荘とかで、日当たりが関係ないと思うような場合です。その裏に杉とか植える時。

南側に土地がある場合、そういう土地でも必要かということ。

事務局

農地法の転用申請をするべきか、それとも同意書を添えるべきか、どちらの話ですか。

日野沢区域担当
高橋委員

同意書です。

四方田議長

事務局長。

事務局長

今の高橋委員のお話ですが、先ほど、会長が申し上げられましたとおり、私が以前、産業観光課にいた時には、植林をする場合は、先ほど門平委員も言いましたとおり、日照権の問題ですとか、木が育つと作物が育たなくなるというので、苦情も何回か来ておりました。この頃においては、同意書がないというのは気づいておりましたが。

今の話しですが、別荘というのは、住んでいるか住んでいないか。

日野沢区域担当

住んでいない。

高橋委員
事務局長

そうですね。

日野沢区域担当

高橋委員

住所もわからない。

事務局長

そういった方というのは、町に住所がない方ですので、一ヶ月に一回来る方とか。

日野沢区域担当

高橋委員

全然来ていない。

事務局長

そういった方ですよね。今、事務局の方からも言いましたとおり、その周りの土地が畑で、畑に植えるのかどうかという問題もありますね。別荘地は、住民の方がそこに住んで、その木を植えた時に、障害がある場合、ようするに、敷地があって、これはあまりないかとは思いますが、敷地すれすれに植える場合があるではないですか。木は敷地すれすれでも、枝は右とか左に出ますよね。そういう場合には家の方に被害が出るという場合もあります。別荘の場合はそこまではないと思います。

日野沢区域担当

高橋委員

全然、住所もわからなくなってしまって、どうしようもない。

事務局長

あくまでも、事務局で言っているのは、畑として、農地として転用した場合に、その周りの農地に被害を及ぼすかどうか。また、家がある場合、山林転用ということで植えた場合に、何か害がある場合は同意書が必要ということです。ですから、仮に、先ほど、追認の話が出てましたけども、追認はもう植わってしまってますから、そこはもうしょうがないかなという形です。以上です。

四方田議長

他に質疑はございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

他に質疑がございませんので、これより採決を致します。転用目的が植林の申請について、隣接地主の同意書、または承諾書の添付を義務付けることを良しとする委員は、挙手を願います。

| | |
|----------------|---|
| 出席委員 | (委員の挙手) |
| 四方田議長 | はい。挙手委員が多数と認めます。 よって、転用目的が植林の申請について、隣接地主の同意書、または承諾書の添付を義務付けることに決定致しました。 |
| 事務局 | ありがとうございました。 |
| 四方田議長 | 続いて番号3について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。 |
| 事務局 | (事務局朗読) |
| 四方田議長 | 農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について説明を求めます。 |
| 皆野区域担当 田島委員 | はい。17日の日に、事務局と門平委員と私で、現地の確認に行つて参りましたので、説明致します。 番号3について、説明致します。10ページの案内図をご覧ください。戦場の〇〇〇から、県道長瀬玉淀自然公園線を、〇〇〇に向かってしばらく行きますと、〇〇〇がありますが、その手前を下っていく道があります。そこを下っていきますと、〇〇〇の〇〇〇があります。その手前を線路沿いに100mくらい入ったところが、申請地になります。 11ページをご覧ください。現況としましては、〇〇〇〇番、ここだけが、きれいに保存されていて、整地されておりました。ここは数年前までは水田をやっておりました、現在は高齢になったために、休耕になっております。他の農地に関しては、全て、草刈りをするくらいのこと、何も耕作しておりません。そういうことですので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。 |
| 四方田議長 | 農業委員として、地区担当の14番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。 |
| 14番 門平委員 | はい。14番の門平でございます。 この申請地の場所、概要等については、田島推進委員の説明のとおりでございます。先ほども話しができましたように、太陽光発電ということで、近隣の承諾も得ているということですので、特に問題はない |

と思慮致します。協議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。
よって本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について6件を議題と致します。
議案書、番号1と2については、関連がありますので、一括して審議致します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神担当の土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

はい。説明を致します。20日の日に黒沢委員、事務局と現地を見て参りました。
14ページの案内図を見ていただきまして、場所ですが、野巻の県道沿いに〇〇〇というのがございまして、その脇を〇〇方面に100mほど下りていったところにあります。自宅の前はすでに車庫が建っておりまして、コンクリートの駐車場も出来ております。追認の申請ということでありまして、番号1については、このままよろしいのではないかと思います。審議のほどお願いします。

事務局

番号2も続けて下さい。

国神区域担当
土屋委員

同じところなんですけど、18ページをご覧下さい。今度は自宅の裏

側になります。この農地の隅にキウイフルーツの棚ができておりまして、残りは休耕中であります。車の出入りができない場所でありまして、作業所ということですので、どのようにするのかと聞いてみましたところ、木工業といっても、小さな木材を使った加工みたいなのでありまして、車の出入りが出来なくても手で材料等、運び込めるということであります。どんなものを作っているのか見せてもらったところですね、木のスプーンがありますね、あのような小さなものでありました。広い土地で、そんな広く必要なのか聞いたところ、家庭菜園としても利用するというので、そこに小さな作業所を作って、利用したいということでもあります。審議のほど、お願い致します。

四方田議長

はい、説明を終わります。

農業委員として、地区担当8番黒沢文作委員も、農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

8番
黒沢委員

はい。先日、事務局と土屋委員で、現地を見て参りました。この譲受人の名前は〇〇〇〇さんでございます。

この案内図をご覧くださいますと、申請地に〇〇〇〇さんとありますが、この〇〇〇〇さんが、譲渡人の父親でございまして、数年前に亡くなり、この譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇の方に住んでいて、世帯を持っている関係上、すでに空き家になっておりました。ここで、空き家バンクを利用して、いいところだということで、去年の11月頃ですか、移り住んだわけでございます。また、生まれが〇〇で、それまでは〇〇の〇〇〇に住んでいたそうです。めでたいことに、暮れにはお子さんもできて、小さな作業場を作って、一生懸命やってくれるということなので、よろしくご審議のほどお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

若林委員、〇〇に住んでいた方だそうですが。

7番
若林委員

ちょっとわからない。

四方田議長

いずれにしても、子どももできて、空き家バンクに入ることということで、町がかねてから進めていることが、実を結んだなど。人口も増えるので、けっこうなことだと思います。

他に質疑はございますか。

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
続いて番号3について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当
扇原委員

それでは説明をさせていただきます。22ページをご覧ください。このことにつきまして、過日、山口委員と事務局と、現地の調査をさせていただきました。

この申請地につきましては、前に一度、この委員会にかかっているところをございまして、その他に、宅地を造成するにあたり残土が出るということで、前の申請地から、自宅の、自分が持っている土地なんですが、〇〇〇〇さんの自宅のすぐそばなんですが、そこに30mくらい離れたところですが、仮の残土置場にしたいということで、修正が出ておりまして、現地を見させていただきました。

その結果、これは一時的で、また元に戻るということをございしますので、時に問題はないと思いますので、報告をさせていただきます。

場所は〇〇〇の道路に面している土地でございます。

以上で説明とさせていただきます。

四方田議長

農業委員として、地区担当10番、山口明委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

10番
山口委員

扇原推進委員の報告のとおりでございます。二ヶ月ほど前に住宅の申請がありました。その残土の仮置場というものでありまして、いたって問題はないというふうに確認を致しました。以上です。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することを決定致しました。

続いて、番号4について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

はい。同じ日に、事務局と齊藤委員と私で、現地を確認して参りましたので、説明致します。

番号4について、説明致します。〇〇の信号から〇〇〇に向かって行きますと、すぐカーブがありますけれども、そこを右に100mくらい入っていきますと、〇〇〇の作業場、及び倉庫がありますが、その手前をさらに50mくらい右に入っていくと左側が申請地となります。

26ページの公図をご覧ください。〇〇〇〇番のところは、梅林になっておりまして、その他の周辺のところは、住宅がすでに建っておりまして、特に問題はないと思いますが、よろしく願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の9番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

9番
齊藤委員

田島委員の説明のとおりで間違いはありません。よろしく願いします。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
続いて番号5について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について、説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

同じ日に事務局と門平委員と私の3人で、現地の確認に行って参りましたので、説明致します。
番号5について、説明致します。29ページの案内図をご覧ください。〇〇〇の〇〇寄りの出入口の反対側に、下っていく道がありますが、そこを下っていきまして、突き当りをわずか、〇〇〇の方に戻る形になります。わずかに戻りまして、さらに右に100mくらい入っていたところが、申請地になります。
西側は〇〇〇の作業場になっておりまして、北側は〇〇〇の資材置場、道具置場になっています。東側は住宅が建っておりまして、この申請地はわずかな傾斜地でありますけれども、耕耘して何かを作って利用できるような場所ではありませんので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の14番門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
門平委員

はい。14番の門平でございます。申請地の場所、概要につきましては、田島推進委員の説明のとおりでございます。

昨年の春まではブルーベリーが植わっていた状況で、特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

はい、これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
続いて番号6について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

はい。同じ日に、事務局と大村委員と私の3人で現地の確認に行つて参りましたので、説明致します。

番号6について、説明致します。33ページの案内図をご覧下さい。昔、〇〇〇がありましたけれども、その跡地に〇〇〇ができましたが、この信号のところを下っていきますと、〇〇〇の方に行きます。この〇〇〇の斜め西側に、狭い入っていく道路があるんですが、そこから200mくらい入っていった左側に申請地があります。ここは、周囲に民家が点在しております。

34ページの公図をご覧下さい。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番のところに、〇〇〇〇さんという方が家庭菜園をやっておりますけれども、この方も、いつでも止めてもいいようなお話をして参りました。この土地の所有者も〇〇に住んでいるということなので、この土地の管理ということもできないと思いますので、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番
大村委員

今、田島委員が説明してくれたとおりです。この土地の所有者の〇〇〇さんという方は、我々が以前研修に行った近くに住んでいます。遠いので、この土地をなにもできない状況なので、所有権の移転をしたいということですので、問題はないと思います。

四方田議長

はい。これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

議案第3号、農地法第2条第1項の農地法に該当するか否かの判断について2件を議題と致します。

議案第1号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

朗読します。その前に次第と一緒にお配りしてありますホチキス止めの資料ですが、一番表が資料No.1ということ。ホチキスを取ってもらえば、わかりやすいと思います。

1月の定例総会において、非農地として判断したものが上の写真になります。このようなものが非農地です。基準としては、農地の状況が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するのに著しく困難な土地ということで、例えば、急傾斜地であり、重機等による伐採、整地作業を要する状態のもの、ということです。

その下の写真ですけれども、この状態では、まだ非農地としては判断できませんということで、皆さんに判断していただきました。それ

をそのまま載せてあります。

この基準を目途に、次の2件につきましてご審議いただければと思います。

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.2を参考に、農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

2月20日の日に、若林委員と事務局と現地調査を行いました。その際、農地区分の時に担当してもらった〇〇〇〇さんがよく知っているというので、頼みまして、現地確認を行いました。

場所は37ページをご覧ください。町道11号線より、〇〇〇の〇〇〇をまだ先に行ったところに、〇〇〇というのがございまして、それが〇〇〇というところが、11号線から基幹林道に入るところが〇〇〇となりまして、それより、400mくらい入った場所、林道に行ったところから200mくらい上がったのですが、その林道が、雑草と竹で覆われておりまして、くぐりながら行きました。そして、〇〇〇〇さんに案内されなければ、ヒノキも20年くらい経っているようで、境もわからないし、申請地がわからなかったような状況でした。

ヒノキは20年くらいのものでございます。回りも、片方は雑木、もう一方は同じく20年くらいのヒノキが立ってまして、よく境もわからない状況でした。また、この写真を見ていただければわかりますが、急傾斜地でやっと登ったところにあります。以上です。

四方田議長

農業委員の、地区担当7番若林治委員、補足することはございますか。

7番
若林委員

はい。7番若林です。田中委員と事務局と、〇〇〇〇さんと現地確認に行って参りました。田中委員の言われたとおりであります。

〇〇〇〇さんというのは、山のすぐ下に住宅があって昔は住んでいたんですが、この方は〇〇の方に出ていって、お父さんが亡くなって、お母さんが住んでいたんですが、一人ではということで、子どもの方に行きまして、そこも空き家になりまして、この家は誰も住んでいないような状況です。

畑の現状については、今言われたとおり、非常に急傾斜だし、周り

もヒノキ林になっているような状況です。
よろしくご審議のほどお願い致します。

四方田議長

ただいま説明いただきましたが、農地か非農地かについて判断を致します。
番号1、資料No.2についていかがでしょうか。

それでは、これより採決を致します。
番号1について、非農地と判断する事が適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
番号1について非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。
続いて、番号2について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
議案書と判断資料として配布された資料No.3を参考に、農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

はい。17日に浅見委員と事務局と現地を見て参りました。
41ページの地図をご覧ください。国神の県道のところを行きますと、〇〇〇の〇〇〇が左にあります。その手前、100mくらいのところを、右の方に、宝登山のすそ野になるわけですが、県道から300mから400m入ったところになります。
ここはすでに樹齢20年以上経った杉林と、雑木が生えて、完全な、

この写真を見ていただいたとおりの山林という状況であります。山林と認めていいのではないかと思います。審議のほどお願い致します。

四方田議長

農業委員の、地区担当1番浅見寿太郎委員、補足することはございますか。

1番
浅見委員

はい。今、土屋委員の方から説明がありましたとおり、特に補足することはありません。よろしくお願い致します。

四方田議長

ただいま説明いただきましたが、農地か非農地かについて、判断を致します。

番号2、資料No.3はいかがでしょうか。

それでは、これより採決を致します。

番号2について、非農地と判断する事が適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

番号2について、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

なお、議案第3号の2件については、非農地と判断した申出者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。

ありがとうございました。